

# 官報号外

平成十六年十一月十八日

## ○第一百六十一回 衆議院会議録 第十二号

平成十六年十一月十八日(木曜日)

議事日程 第十号

平成十六年十一月十八日

午後一時開議

第一 刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案(第百五十九回国会、内閣提出)

第三 犯罪被害者等基本法案(内閣委員長提出)

第四 金融先物取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 午後二時二分開議  
これより会議を開きます。

○議長(河野洋平君) 日程第一、刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、刑法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長塩崎恭久君。

○塩崎恭久君登壇  
刑法等の一部を改正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

○議長(河野洋平君) 日程第二、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律案(第百五十九回国会、内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長鷗下一郎君。

○鷗下一郎君登壇  
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

○議長(河野洋平君) 日程第三、犯罪被害者等基本法案(内閣委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第四、金融先物取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
し添えます。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 〔賛成者起立〕

の主な内容は次のとおりであります。  
第一に、期間を定めて雇用される労働者のうち一定の要件を満たすものについて、育児休業及び介護休業ができる労働者の範囲に加えること、

第二に、育児休業について、雇用の継続のため特に必要と認められる場合には、子が一歳六ヶ月に達するまで育児休業ができることとするとともに、介護休業について、対象家族一人につき、要介護状態ごとに介護休業ができるものとし、その日数は通算して九十三日までとすること、

第三に、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、負傷し、または疾病にかかるなどの世話をを行うための休暇制度を創設すること等であります。

本案は、第百五十九回国会に提出され、去る五月二十七日本委員会に付託されましたが、継続審査となっていたものであります。

今国会におきまして、去る十一月十日尾辻厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十二日質疑に入り、昨十七日に質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党・民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合より、期間を定めて雇用される者に係る育児休業等の制度等に関する検討条項を加える旨の修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(河野洋平君) 日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第三 犯罪被害者等基本法案(内閣委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、犯罪被害者等基

本法案を議題といたします。内閣委員長松下忠洋君。

委員長の趣旨弁明を許します。内閣委員長松下忠洋君。

○松下忠洋君登壇  
〔松下忠洋君登壇〕  
○松下忠洋君 たゞいま議題となりました犯罪被害者等基本法案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。本法案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。内閣委員長松下忠洋君。

○松下忠洋君 たゞいま議題となりました犯罪被害者等基本法案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

近年、さまざまな犯罪等が後を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言いがたいばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされました。

そこで、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、本案を提案した次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにすると

ともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることとしております。

第二に、基本的施策として、相談及び情報の提供、損害賠償の請求についての援助及び給付金制度の充実等について定めることとしております。

第三に、内閣府に、犯罪被害者等基本計画の案を作成すること等のため、犯罪被害者等施策推進会議を置くこととし、会長は、内閣官房長官をもつて充てることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。

本案は、昨十七日の内閣委員会におきまして、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

○議長(河野洋平君) 何とぞ、御審議の上、速やかに御可決ください。ますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。  
〔法律案(内閣提出)〕  
○議長(河野洋平君) 日程第四、金融先物取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本院は、伊藤國務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十七日質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。(拍手)

〔本号末尾に掲載〕

金融先物取引法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔金田英行君登壇〕

○金田英行君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の結果

過及び結果を御報告申し上げます。

本院は、金融先物取引をめぐる環境の変化に対応し、一般顧客を相手方とする店頭金融先物取引等を金融先物取引業に追加するとともに、所要の行為・財務規制を導入するなど、金融先物取引の委託者等の保護を図ろうとするものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、金融先物取引に関する専門的知識及び経験のない一般顧客を保護するため、これら一般顧客を相手方として行う店頭金融先物取引またはその媒介等を「金融先物取引業の定義に含め、このような取引を取り扱う業者を「金融先物取引業者」として、金融先物取引法の規制の対象とする

こととしております。

第二に、金融先物取引業を登録制とし、所要の登録拒否要件を整備するほか、金融先物取引業者が、勧誘の要請をしていない一般顧客に対して訪問または電話による勧誘をすること等を禁止することとしております。

第三に、金融先物取引業者がリスクに見合った自己資本を有していることを確保するため、自己資本規制比率の算出・公表を義務づけるとともに、当該比率が一定の率を下回らないようにすることとしております。

第四に、この法律は、平成十七年七月一日から施行することとしております。

本案は、去る十一月十二日当委員会に付託され、十六日伊藤國務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十七日質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十五分散会

### 出席国務大臣

法務大臣	厚生労働大臣	南野知恵子君
国務大臣	伊藤達也君	尾辻秀久君
国務大臣	村田吉隆君	

### ○議長の報告

#### (議決通知)

一、去る十六日、駒崎事務総長から森山裁判官訴追委員会委員長及び川村参議院事務総長あて、

本院は、裁判官訴追委員予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

#### 裁判官訴追委員予備員

#### 第二 谷畑孝君

#### 第三 堀込征雄君

#### 第五 高木義明君

#### (選出通知)

### ○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

檢察官適格審査会委員予備委員

上川陽子君(柳澤伯夫君の予備委員)

員

官 報 (号 外)

（指名通知）

一、 去る十六日、本院は、国土開発幹線自動車道建設会議委員に衆議院議員武部勤君、同久間章生君及び同与謝野馨君を指名した旨内閣に通知した。

（通知書受領）

一、 昨十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律

関税暫定措置法の一部を改正する法律

（委員推薦通知）

一、 去る十六日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

大野 松茂君  
八代 英太君  
吉野 正芳君  
三原 朝彦君  
小野 晋也君

（首都圈整備分科会）

（東北地方開発分科会）  
伊藤信太郎君

（九州地方開発分科会）

（四国地方開発分科会）

（北海道開発分科会）

（豪雪地帯対策分科会）

木村 北村 小野  
太郎君 直人君 晋也君

（理事補欠選任）

一、 去る十六日、懲罰委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事	安培 晋三君	(理事赤城徳彦君去る九月二十七日委員辞任につきその補欠)
理事	野呂田芳成君	(理事渡辺博道君去る十月八日委員辞任につきその補欠)
理事	佐藤 公治君	(理事樋高剛君去る十月八日委員辞任につきその補欠)
理事	牧野 聖修君	(理事樋崎欣次君去る十月八日委員辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)	一、去る十六日 議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
総務委員	中村 哲治君	橋本 清仁君
法務委員	中村 哲治君	橋本 清仁君
財務金融委員	市村浩一郎君	山際大志郎君
財務金融委員	高井 美穂君	高井 美穂君
辞任	河村たかし君	河村たかし君
辞任	仙谷 由人君	仙谷 由人君
辞任	市村浩一郎君	市村浩一郎君
辞任	山際大志郎君	大前 繁雄君
渡辺 喜美君	吉田 泉君	若井 康彦君
渡辺 喜美君	吉田 泉君	若井 康彦君
原田 喜美君	吉田 泉君	若井 康彦君
原田 喜美君	吉田 泉君	若井 康彦君
佐藤 茂樹君	赤松 正雄君	萩生田光一君
議院運営委員	佐藤 茂樹君	赤松 正雄君
国土交通委員	渡辺 喜美君	吉田 泉君
辞任	吉田 泉君	吉田 泉君
谷川 弥一君	補欠	補欠





等処罰に関する法律第一条ノ二第一項及び第一  
条ノ三第一項の改正規定中「第一条ノ三第一項」  
とあるのは、「第一ノ三」とする。

第三条 この法律の施行前にした第一条の規定に  
よる改正前の刑法(以下「旧法」という。)第二百  
四十条の罪に当たる行為の処罰については、な  
お従前の例による。

2 この法律の施行前に犯した罪の公訴時効の期  
間については、第二条の規定による改正後の刑  
事訴訟法第二百五十条の規定にかかわらず、な  
お従前の例による。

第四条 併合罪として処断すべき罪にこの法律の  
施行前に犯したものと施行後に犯したものがあ  
る場合の例による。

第五条 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律  
第六十四号)の一部を次のように改正する。

る場合において、これらの罪について刑法第四  
十七条の規定により併合罪として有期の懲役又  
は禁錮の加重をするときは、旧法第十四条の規  
定を適用する。ただし、これらの罪のうちこの  
法律の施行後に犯したもののみについて第一条の規  
定による改正後の刑法第十四条の規定を適  
用して処断することとした場合の刑が、これら  
の罪のすべてについて旧法第十四条の規定を適  
用して処断することとした場合の刑より重い刑  
となるときは、その重い刑をもって処断する。  
(刑事確定訴訟記録法一部改正)

第七条 この法律の施行前に国際受刑者移送法第  
二条第十一号の受入移送犯罪(二以上あるとき  
は、それらのすべて)を犯した者に係る同条第  
二号の共助刑の期間については、前条の規定に  
よる改正後の同法第十七条第一項第二号及び第  
二項の規定にかかわらず、なお従前の例によ  
る。

#### (国際受刑者移送法の一部改正)

第六条 国際受刑者移送法(平成十四年法律第六  
十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第二号及び第二項中「三十年」  
を「三十年」に改める。

(国際受刑者移送法の一部改正に伴う経過措置)

1 有期刑の法定刑等の見直し  
刑法を改正して、有期の懲役及び禁錮を一  
月以上二十年以下とするとともに、有期の懲  
役及び禁錮を加重する場合においては、三十  
年にまで上げることができるものとすること。

2 凶悪犯罪等の法定刑の見直し等  
刑法等に規定された強制わいせつ、強姦、  
強姦致死傷、殺人、傷害、傷害致死及び強盜  
致傷等の各罪の法定刑の上限又は下限を見直  
すことともに、二人以上の者が現場において共  
同して強姦又は準強姦の罪を犯した場合等に  
ついて、新たに処罰規定を設けるものとする  
こと。

#### 3 公訴時効の期間の見直し 刑事訴訟法を改正して、凶悪犯罪等につい ての公訴時効の期間を延長し、死刑に当たる 罪については二十五年、無期の懲役又は禁錮 に当たる罪については十五年、長期十五年以 上の懲役又は禁錮に当たる罪については十年 とするものとすること。

#### 4 施行期日 この法律は、公布の日から起算して三月を 超えない範囲内において政令で定める日から 施行するものとすること。

本案は、凶悪犯罪を中心とする重大犯罪の  
増加傾向が続いていることなどから、我が国の  
治安水準や国民の体感治安が悪化しているとの  
指摘がなされており、また、凶悪犯罪等につい  
ては、刑法や刑事訴訟法に定められている有期  
刑や公訴時効の期間の在り方等が現在の国民の  
正義観念に合致しているのかという問題が、か  
ねてから指摘されていることにかんがみ、凶悪  
犯罪を中心とする重大犯罪に対し、事案の実態  
及び軽重に即した適正な対処が可能になるよ  
う、刑法及び刑事訴訟法等を改正し、所要の法  
整備を行おうとするもので、その主な内容は次  
のとおりである。

官 報 (号 外)		別表中
1 刑に処する裁判により終結した被告事件の保管記録	五年	五十年
(一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する裁判に 係るもの	五年	五十年
(二) 十年以上の有期の懲役又は禁錮に処する裁判に係 るもの	三十年	二十年
(三) 五年以上十年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に 係るもの	三十年	十年
(四) 五年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	五年	五年
(五) 罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの	五年	五年
五年	五年	五年
三年(法務省令で定め るものについては、法 務省令で定める期間)	三十年	三十年

#### 刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出 に關する報告書)

本案は、近年、凶悪犯罪その他の重大犯罪の  
増加傾向が続いていることなどから、我が国の  
治安水準や国民の体感治安が悪化しているとの  
指摘がなされており、また、凶悪犯罪等につい  
ては、刑法や刑事訴訟法に定められている有期  
刑や公訴時効の期間の在り方等が現在の国民の  
正義観念に合致しているのかという問題が、か  
ねてから指摘されていることにかんがみ、凶悪  
犯罪を中心とする重大犯罪に対し、事案の実態  
及び軽重に即した適正な対処が可能になるよ  
う、刑法及び刑事訴訟法等を改正し、所要の法  
整備を行おうとするもので、その主な内容は次  
のとおりである。

右報告する。

平成十六年十一月十六日

衆議院議長 河野 洋平殿 法務委員長 塩崎 恭久  
法務省令で定める期間

〔別紙〕

## 刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 治安を早期に回復するため、治安対策要員の増員、施設の拡充、法制の整備など、多角的観点からの基盤整備について、積極的に努めるこ

と。

二 強盗等の罰則については、近年の犯罪情勢等を踏まえ、財産犯の一部の罪に罰金刑を選択刑として新設するなど、他の財産犯に係る罰則の在り方を含め、さらに検討に努めること。

三 有期刑の法定刑及び処断刑の上限が引き上げられたことから、長期受刑者の待遇については、社会復帰を円滑に進め、仮にも否定的な影響を与えることのないよう、十分に配慮すること。

四 性的自由の侵害に係る罰則の在り方については、強盗罪等の法定刑の適正化を図りつつ、それらとの権衡を考慮し、さらに検討に努めること。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第一条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行なう労働者の福祉に関する法律(平成三年法)

律第七十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 介護休業(第十一条—第十六

条)」を「第三章 介護休業(第十一条—第十六

条)子の看護休暇(第十六条の二)」に改める。

第一条中「制度」の下に「並びに子の看護休暇にに関する制度」を加える。

第二条第一号中「及び期間を定めて雇用される者」を削り、「第三章」を「から第五章まで」に、「及び第二十二条」を「から第二十六条まで」で、第二十八条及び第二十九条に改め、「一歳に満たない」を削る。

第五条第一項中「その」の下に「養育する一歳に満たない子について、その」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、期間を定めて雇用される者にあつては、次の各号のいずれにも該当するものに限り、当該申出をすることができる。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年以上である者

二 その養育する子が一歳に達する日(以下この条において「一歳到達日」という。)を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者(当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。)

第五条第一項ただし書、第二項、第三項ただし書きを次に加える。

5 第一項ただし書、第二項、第三項ただし書き及び前項後段の規定は、期間を定めて雇用される者であつて、その締結する労働契約の期間の末日を育児休業終了予定日(第七条第三項の規定により当該育児休業終了予定日が変更された場合には、その変更後の育児休業終了予定日とされた日)とする育児休業をしているものが、当該育児休業に係る子について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を育児休業開始予定日とする育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

第六条第二項中「前条第一項本文」を「前条第一項及び第三項」に改め、同条第三項中「一月を」「一月(前条第三項の規定による申出にあつては二週間)を」「一月経過日」を「一月の翌日を育児休業開始予定日としなければならない。

第五条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、介護休業をした

ことのある労働者は、当該介護休業に係る対象家族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該対象家族については、前項の規定による申出をすることができない。

一 当該対象家族が、当該介護休業を開始した日から引き続き要介護状態にある場合

(厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除く。)

ことがある労働者は、当該育児休業を開始した日に養育していた子については、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、前項の申出をすることができない。

労働者は、その養育する一歳から一歳六か月に達するまでの子について、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者であつてその配偶者が当該子の一歳到達日において育児休業をしているものにあつては、第一項各号のいずれにも該当するものに限り、当該申出をすることができる。

3 労働者は、その養育する一歳から一歳六か月に達するまでの子について、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者

である場合に限り、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。

第一項第一項中「育児休業申出」を「第五条第一項及び第三項」に改める。

第九条第二項第二号中「一歳」の下に「(第五条第一項の規定による申出により育児休業をしている場合にあつては、一歳六か月)」を加える。

第十一条第一項ただし書きを次のように改める。

ただし、期間を定めて雇用される者にあつては、次の各号のいずれにも該当するものに限り、当該申出をすることができる。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年以上である者

二 当該子の一歳到達日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合

第五条に次の一項を加える。

5 第一項ただし書、第二項、第三項ただし書き及び前項後段の規定は、期間を定めて雇用される者であつて、その締結する労働契約の期間の末日を育児休業終了予定日(第七条第三項の規定により当該育児休業終了予定日が変更された場合には、その変更後の育児休業終了予定日とされた日)とする育児休業をしているものが、当該育児休業に係る子について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新された場合には、その変更後の育児休業終了予定日とする育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

第六条第二項中「前条第一項本文」を「第一項に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、介護休業をした

ことのある労働者は、当該介護休業に係る対象家族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該対象家族については、前項の規定による申出をすることができない。

一 当該対象家族が、当該介護休業を開始した日から引き続き要介護状態にある場合

(厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除く。)

4 第一項ただし書き及び前項の規定は、労働者が前条第五項に規定する育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

第七条第一項中「育児休業申出」を「第五条第一項及び第三項」に改める。

第八条第二項中「第五条第一項本文」を「第五条第一項及び第三項」に改める。

第九条第二項第二号中「一歳」の下に「(第五条第一項の規定による申出により育児休業をしている場合にあつては、一歳六か月)」を加える。

第十一条第一項ただし書きを次のように改める。

ただし、期間を定めて雇用される者にあつては、次の各号のいずれにも該当するものに限り、当該申出をすることができる。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年以上である者

二 第三項に規定する介護休業開始予定日から起算して九十三日を経過する日(以下この号において「九十三日経過日」という。)を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者(九十三日経過日から一年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。)

二 当該対象家族について次に掲げる日数を合算した日数(第十五条第一項及び第二十一条第二項において「介護休業等日数」という。)が九十三日に達している場合

イ 介護休業をした日数(介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までの日数とし、二以上の介護休業をした場合にあつては、介護休業ごとに、介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数とする。)

ロ 第二十三条第二項の措置のうち勤務時間の短縮その他の措置であつて厚生労働省令で定めるものが講じられた日数(当該措置のうち最初に講じられた措置が開始された日から最後に講じられた措置が終了した日までの日数(その間に介護休業をした期間があるときは、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を差し引いた日数)とし、二以上の要介護状態について当該措置が講じられた場合にあつては、要介護状態ごとに、当該措置のうち最初に講じられた措置が開始された日から最後に講じられた措置が終了した日までの日数(その間に介護休業をした期間があるときは、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を差し引いた日数)を合算して得た日数とする。)

4 第十一条に次の一項を加える。

第十一条に次の二項を加える。

4 第一項ただし書及び第二項(第二号を除く。)の規定は、期間を定めて雇用される者であつて、その締結する労働契約の期間の末日を介護休業終了予定日(第十三条において準用する第七条第三項の規定により当該介護休業終了予定日が変更された場合にあつては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日)とする介護休業をしているものが、当該

介護休業に係る対象家族について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を介護休業開始予定日とする介護休業申出をする場合には、これを適用しない。

第十二条第二項中「前条第一項本文」を「前条第一項及び第三項」に、「第十二条第一項本文」を「第十二条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前二項の規定は、労働者が前条第四項に規定する介護休業申出をする場合には、これを適用しない。

第五十五条第一項ただし書(第二号を除く。)及び第二項の規定は、労働者からの前条第一項の規定による申出があつたときは、当該申出を拒むことができない。

第六条第一項ただし書(第二号を除く。)及び第二項の規定は、労働者からの前条第一項の規定による申出があつた場合について準用する。この場合において、第六条第一項第一号中「一年」とあるのは「六月」と、同条第二項中「前項ただし書」とあるのは「第十六条の三第二項において準用する第六条第一項ただし書」と、「前条第一項及び第三項」とあるのは「第十六条の二第一項」と読み替えるものとする。

第六十条第二項中「第五条」を「第五条第二項、第三項第二号及び第四項」に改め、「第十二条第二項」の下に「及び第十六条の三第二項」を削る。

第六十条第二項中「第五条」を「第五条第二項、第三項第二号及び第四項」に、「第十五条第一項の規定による申出及び子の看護休暇について準用する。

第十七条第一項中「(日々雇用される者を除く。以下この章、次章、第二十三条から第二十六条まで、第二十八条及び第二十九条において同じ。)」を削る。

第十二条第一項中「二歳に」を「一歳(当該労働者が第五条第三項の申出をることができる場合にあつては、一歳六か月。以下この項において同じ。)」に改め、同条第二項中「二月の」を「九十三日の」に、「当該労働者が、」を「当該労働者の雇入れの日から当該連続する期間の初日前までの期間における介護休業等日数が一以上である場合にあつては、九十三日から当該介護休業等日数を差し引いた日数の期間とし、当該労働者が、」に、「対象家族について」を「対象家族の当該要介護状態について」に改め、「あつては」の下に「当該連続する期間は」を加え、「同日の翌日から起算して三月を経過するまでの」を「起算した連続する」に改め、「しない

(子の看護休暇の申出)

第十六条の二 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、一年の年度において五労働日を限度として、負傷し、又は疾病にかかることができる。

2 前項の規定による申出は、厚生労働省令で定めるところにより、子の看護休暇を取得する日を明らかにして、しなければならない。

3 第一項の年度は、事業主が別段の定めをすることを除き、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第五十七条中「第五条第一項」を「第五条第二項及び第三項第二号」に改め、「第十二条第二項」の下に「及び第十六条の三第二項」を加え、「第十二条第一項」を「第十二条第二項第一号及び第二号口に、「第十五条第一項第二号及び第三項第一号」を「第十五条第三項第一号」に改め、「第十二条第一項」を「第十二条第二項第一号及び第二号口並びに第三項に、「第十五条第一項、第三項第二号及び第四項」に改め、「第十二条第二項」の下に「及び第十六条の三第二項」を削る。

第六十条第二項中「第五条」を「第五条第二項、第三項第二号及び第四項」に、「第十五条第一項の規定による申出及び子の看護休暇について準用する。

第十七条第一項中「(日々雇用される者を除く。以下この章、次章、第二十三条から第二十六条まで、第二十八条及び第二十九条において同じ。)」を削る。

官報(号外)

承認しなければならない。

12 前三項の規定は、特定独立行政法人職員について準用する。この場合において、第九項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「当該特定独立行政法人職員の勤務する独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長」と、前項中「農林水産大臣等」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人職員」と読み替えるものとする。

13 第九項から第十一項までの規定は、日本郵政公社職員について準用する。この場合において、第九項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「日本郵政公社職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「日本郵政公社の総裁」と、「農林水産大臣等」とあるのは「日本郵政公社の総裁」と、「国家公務員」とあるのは「日本郵政公社職員」と読み替えるものとする。

14 第九項から第十一項までの規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員について準用する。この場合において、第九項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。)」と、第十一項中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「国家公務員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と読み替えるものとする。

(雇用保険法の一部改正)

第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の四第一項中「一歳」の下に「(その子が一歳に達した日後)」を加え、「(その子が一歳に達した日後)」を定める場合に該当する場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、「一歳六か月」を加え、同条第三項中「(この項)」の下に「及び次項第二号」を

加え、同条第四項中に「三十」を「に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数(次項及び次条第二項において「支給日数」という。)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該休業を開始した日から引き続き要介護状態にある当該対象家族を介護するための休業

二 当該対象家族について当該被保険者がした休業(対象家族を介護するための休業をいう。以下この号において同じ。)ごとに、休業を開始した日から休業を終了した日までに得た日数を合算して得た日数が九十三日に達した日後の休業

三 当該休業を終了した日の属する支給単位期間 三十日

四 当該休業を終了した日までの日数

五 当該休業を開始した日又は休業開始応当日から当該休業を終了した日までの日数

六 当該休業を終了した日の属する支給単位期間 三十日

七 当該休業を終了した日までの日数

八 当該休業を終了した日までの日数

九 当該休業を終了した日の属する支給単位期間 三十日

十 当該休業を終了した日までの日数

十一 当該休業を終了した日の属する支給単位期間 三十日

十二 当該休業を終了した日の属する支給単位期間 三十日

十三 当該休業を終了した日の属する支給単位期間 三十日

十四 当該休業を終了した日の属する支給単位期間 三十日

十五 当該休業を終了した日の属する支給単位期間 三十日

十六 当該休業を終了した日の属する支給単位期間 三十日

十七 当該休業を終了した日の属する支給単位期間 三十日

十八 当該休業を終了した日の属する支給単位期間 三十日

十九 当該休業を終了した日の属する支給単位期間 三十日

二十 当該休業を終了した日の属する支給単位期間 三十日

二十一 当該休業を終了した日の属する支給単位期間 三十日

休業を終了した日までの日数

める。

第三十七条第二項中「ノ数」を「二於ケル支給日数ヲ合計シタル数」に改め、「二三十九乗ジテ得タル額」を削る。

第三十八条第三項中「本項」の下に「及次項第二号」を加え、同条第四項中「二三十」を「二左ノ各号ニ掲グル支給単位期間ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数第六項ニ於テ支給日数ト称号ニ定ムル日数」に改め、同項に次の各号を加えス」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号二掲ケル支給単位期間以外ノ支給單位期間 三十日

二 当該休業ヲ終了シタル日ノ属スル支給単位期間 三十日

三 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後」を加え、「当該休業ヲ開始シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後」を加え、「当該休業ヲ開始シタル日ヨリ起算シテ三月ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ」を「左ノ各号ノ一二該当スル業ヲ開始シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後」を加え、「当該休業ヲ開始シタル日ヨリ起算シテ三月ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ」を「左ノ各号ノ一二該当スル業ヲ終了シタル日迄ノ日数」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該休業ヲ開始シタル日ヨリ引続キ要介護状態ニ在ル当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

二 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

三 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

四 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

五 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

六 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

七 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

八 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

九 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

十 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

十一 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

十二 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

十三 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

十四 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

十五 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

十六 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

十七 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

十八 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

十九 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

二十 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

二十一 当該休業ヲ終了シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(育児休業の申出に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。)以後において第一条の規定による改正後の

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五条第三項の規定による育児休業をするため、同項の規定による申出をしようとする労働者は、施行日前においても、同項及び同条第四項の規定の例により、当該申出をすることができる。  
(雇用保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置)  
第三条 第二条の規定による改正後の雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額の算定については、なお従前の例による。  
(雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置)  
第四条 雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る介護休業給付金の額の算定については、なお従前の例による。  
(船員保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置)  
第五条 第三条の規定による改正後の船員保険法第三十六条第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額の算定については、なお従前の例による。  
(船員保険の介護休業給付金の額に関する経過措置)  
第六条 船員保険法第三十八条第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る介護休業給付金の額の算定については、なお従前の例による。  
(健康保険法の一部改正)  
第七条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。  
第一部百五十九条中「二歳」を「一歳六か月」に改め

号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う  
え、総合的な次世代育成支援対策を推進する等の  
観点から、労働者が就業しつつ子の養育又は家族  
の介護を行うことを容易にするための環境を整備  
し、その雇用の継続を図るため、育児休業制度及  
び介護休業制度の見直しを行うとともに、子の看  
護休暇に関する制度を設けるほか、雇用保険制度  
等において育児休業給付等の見直しを行う等の必  
要がある。これが、この法律案を提出する理由で  
ある。

(二) 介護休業の改正

- (2) 労働者は、通算して九十三日までの期間を定めて雇用される者にあつては、同一の事業主に継続雇用された期間が一年以上あり、介護休業開始予定期から起算して九十三日を経過する日を超えて継続雇用されることが見込まれる者に限り、介護休業をすることができるものとすること。

附 則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

別紙

(小字及び一は修正

**第三** 第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい  
う。)以後こうして第一条の規定による改正後(新法)

二、以後において第一項の規定による改正後の育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福利に関する法律第五条第三項の規定による育児休業をするため、同項の規定による申出をつづらうる労働者は、直ちに前二項

申出をしよシとする労働者は、施行日前においても、同項及び同条第四項の規定の例により、当該申出をすることができる。

(雇用保険の育児休業手当金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置)

第六十一条の四第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額の算

（雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過  
定については、なお従前の例による。  
措置）

**第四条** 雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る介護休業給付金の額の算定については、な

(船員保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置)

衆議院議長 河野洋平 厚生労働委員

勵委員長 洋平殿 鴨下一郎

四

第三十六条第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額の算定について、なお従前の例による。

(船員保険の介護休業給付金の額に関する経過措置)

第六条 船員保険法第三十八条第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る介護休業給付金の額の算定については、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正)

第七条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八条 第百五十九条中「一歳」を「一歳六か月」に改める。

二 看護休暇が子の看護のための休暇である趣旨から、取得に当たつては、子どもの負傷及び疾病が緊急かつ不測であることにかんがみ、取得手続きに十分な配慮を行うとともに、子の人数に配慮した制度とすることについて検討を行うこと。

三 男性の育児休業取得をより一層推進するため、数値目標達成に向けて事業主に対する指導、援助を進めるとともに、男性が子育てに参

加することができる有効な方策の検討を進める

こと。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

四 仕事と生活の調和の実現に向け、育児休業、介護休業等を取得しやすい環境を整備するとともに、「年間総実労働時間千八百時間」という政

府目標を踏まえつつ、所定外労働時間の抑制及

び年次有給休暇の取得を一層促進すること。

五 有期契約労働者の均等待遇について所要の検討を進める。

六 育児や家族介護のために離職を余儀なくされた労働者の再就職支援をはじめ、働きながら育児や家族介護を行う労働者に対する地域における育児・介護サービスの充実に取り組むこと。

犯罪被害者等基本法案

右の議案を提出する。

平成十六年十一月十七日

提出者

内閣委員長 松下 忠洋

犯罪被害者等基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条～第十一条)

第二章 基本的施策(第十二条～第二十三条)

第三章 犯罪被害者等施策推進会議(第二十四条  
～第三十条)

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現すること

は、国民すべての願いであるとともに、国的重要

な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶た

ず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多く

は、これまでその権利が尊重されてきたとは言い

難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会に

おいて孤立することを余儀なくされてきた。さら

に、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、そ

の後も副次的な被害に苦しめられることも少なく

なかつた。

もとより、犯罪等による被害について第一義的责任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならぬ。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まつてゐる今こそ、犯罪被害者等の視点に立つた施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならぬ。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策

に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共

団体及び国民の責務を明らかにするとともに、

犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を

定めること等により、犯罪被害者等のための施

策を総合的かつ計画的に推進し、もつて犯罪被

害者等の権利利益の保護を図ることを目的とす

る。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪

等により害を被つた者及びその家族又は遺族を

いう。

3 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪

等により害を被つた者及びその家族又は遺族を

いう。

4 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪

等により害を被つた者及びその家族又は遺族を

いう。

5 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪

等により害を被つた者及びその家族又は遺族を

いう。

6 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪

等により害を被つた者及びその家族又は遺族を

いう。

7 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪

等により害を被つた者及びその家族又は遺族を

いう。

8 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪

等により害を被つた者及びその家族又は遺族を

いう。

9 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪

等により害を被つた者及びその家族又は遺族を

いう。

第六条 国民は、犯罪被害者等の名譽又は生活の

平穡を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。



## 官 報 (号 外)

第三章 犯罪被害者等施策推進会議 (設置及び所掌事務)	
第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。	
2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。	
一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。	
二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要な事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。	
(組織)	
第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもつて組織する。	
(会長)	
第二十六条 会長は、内閣官房長官をもつて充てる。	
2 会長は、会務を総理する。	
3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。	
(委員)	
第二十七条 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。	
一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者	
二 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者	
2 前項第一号の委員は、非常勤とする。	
第四十条第三項の表中 (委員の任期) (資料提出の要求等)	
第二十八条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。	
第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。	
附 則 (施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
右 国会に提出する。 平成十六年十月十二日	
内閣総理大臣 小泉純一郎	
金融先物取引法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。 平成十六年十月十二日	
金融先物取引法の一部を改正する法律 第一条 本法律は、昭和六十三年法律第七十七号の一部を次のように改正する。	
目次中「取引所金融先物取引等」を「取引所金融先物取引」に、	
第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。	
第四条第二項中「確保」の下に「、犯罪被害者等の権利利益の保護」を加え、同条第三項第四号の次に次の一号を加える。	
四十六の二 犯罪被害者等基本計画(犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第二号))の作成及び推進に関すること。	
九十九条の二十二を「第一百五十五条—第一百三十六条」に、「第九十一条—第九十三条」を「第一百三十七条—第一百四十七条」に、「第九十四条—第一百五十五条」を「第一百四十八条—第一百六十九条」に、「第一百六十六条—第一百八十七条」に改める。	
第一百四十七条に、「金融先物取引業協会(第一百四十四条)」を「金融先物取引業協会(第一百四十四条)」に、「営む」を「行う」に、「金融先物取引及び金	
第四十条第三項の表中 (委員の任期) (資料提出の要求等)	
第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。	
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。	
第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。	
附 則 (施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
右 国会に提出する。 平成十六年十月十二日	
内閣総理大臣 小泉純一郎	
金融先物取引法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。 平成十六年十月十二日	
金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。	
第一条 本法律は、昭和六十三年法律第七十七号の一部を次のように改正する。	
第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。	
第四条第二項中「確保」の下に「、犯罪被害者等の権利利益の保護」を加え、同条第三項第四号の次に次の一号を加える。	
四十六の二 犯罪被害者等基本計画(犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第二号))の作成及び推進に関すること。	
九十九条の二十二を「第一百五十五条—第一百三十六条」に、「第九十一条—第九十三条」を「第一百三十七条—第一百四十七条」に、「第九十四条—第一百五十五条」を「第一百四十八条—第一百六十九条」に、「第一百六十六条—第一百八十七条」に改める。	
第一百四十七条に、「金融先物取引業協会(第一百四十四条)」を「金融先物取引業協会(第一百四十四条)」に、「営む」を「行う」に、「金融先物取引及び金	







は虚偽の記載をした業務報告書、事業報告書若しくは業務若しくは財産の状況に関する報告書を提出した者

五 第七十八条又は第一百二十九条の規定による帳簿書類その他の記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類その他の記録の作成をした者

第九十四条の四に次の二号を加える。

六 第八十一条の規定による説明書類若しくは第八十二条第三項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

七 第八十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十四条の四を第一百五十二条とする。

第九十四条の三第二号中「第八十二条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同条第三号から第五号までを削り、同条を第一百五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第一百五十二条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融先物取引所、外国金融先物取引所、金融先物取引業者は金融先物清算機関の代表者、代理人、使用者その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十三条から第五十五条まで、第五十五条の十一、第五十五条の十二又は第八十七条第一項、第二項若しくは第四項の規定による命令に違反したとき。

二 第五十五条の三第一項の規定により付した条件に違反したとき。

三 第百三十三条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

四 第九十四条の二第四号中「許可」を「登録」に、「營んだ」を「行つた」に改め、同条第五号中「許可」又は第六十一条第一項の規定による有効期間の更新を「登録」に改め、同条第六号中「營ませた」を「行わせた」に改め、同条第七号中「第九十条の二」を「第一百五十五条」に、「營んだ」を「行つた」に改め、同条を「第一百四十九条」とする。

五 第九十四条の二第四号を次のように改める。

第六章中第九十三条を「第一百四十七条」とする。

六 第九十三条を「昭和三十七年法律第一百六十号」を削り、同条を「第一百四十六条」とする。

第七章中第九十二条第一項第一号中「第五十二条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同項第三号中「第七十七条」を「第八十五条第一項又は第三項」に、「金融先物取引又は金融先物取引等の受託等」を「取引所金融先物取引等又は金融先物取引の受託等」に改め、同項第四号中「第九十条」を「第一百三十三条第一項」に改め、同項第三号中「第七十七条」を「第八十五条第一項又は第三項」に、「金融先物取引又は金融先物取引等の受託等」を「取引所金融先物規制当局の保証がないとき」。

二 当該外国金融先物規制当局の要請に基づき当該処分をすることが我が国の金融市場に重大な悪影響を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。

三 当該外国金融先物規制当局において、前項の規定による処分により提出された報告又は資料の内容が、その職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき。

四 第九十四条の二第四号を次のように改める。

第五章中第九十二条第一項第一号中「五百三十三条第一項」を「第八十五条第一項から第三項まで、五百三十三条第一項及び第五十五条第一項並びに第九十条の十一、第五十五条の十二又は第八十七条第一項」を「第八十五条第一項から第三項まで、五百三十三条第一項及び第五十五条第一項」に改め、同条を「第一百四十五条」とする。

第六章中第九十三条を「第一百四十三条」とし、同条の次に次の一条を加える。

(外國金融先物規制當局に対する調査協力)

第一百四十四条 内閣総理大臣は、外国金融先物規



官 報 (号 外)

二 資本の額又は出資の総額が、公益又は委託

者等の保護のため必要かつ適当なものとして

政令で定める金額に満たない法人

三 純財産額（内閣府令で定めるところによ

り、資産の合計金額から負債の合計金額を控

除して算出した額をいう。）が前号に規定する

金額に満たない法人

四 第八十二条第一項の規定に準じて算出した

比率が百二十パーセントを下回る法人（銀

行、協同組織金融機関、保険会社及び外国保

険会社等を除く。）

五 他の金融先物取引業者が現に用いている商

号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又

は他の金融先物取引業者と誤認されるおそれ

のある商号若しくは名称を用いようとする法

人

六 第十九条第二号又は第四号のいずれかに該

当する法人

七 この法律、商工組合中央金庫法（昭和十一

年法律第十四号）、農業協同組合法（昭和二十

年法律第百三十二号）、証券取引法、水産

業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十

二号）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年

法律第百八十一号）、協同組合による金融事

業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十

三号）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二

百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する

法律（昭和二十六年法律第二百三十八号）、信

用金庫法（昭和二十七年法律第二百三十九号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百四十七号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、出資の受入れ、預り金及び

金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年

法律第百九十五号）、外国証券業者に関する

法律（昭和四十六年法律第五号）、銀行法、海

外商品市場における先物取引の受託等に関する

法律（昭和五十七年法律第六十五号）、貸金

業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約

に関する法律（昭和六十一年法律第六十二

抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十

二年法律第一百四号）、商品投資に係る事業

の規制に関する法律（平成三年法律第六十六

号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、保険業法若しくは農林中央金庫

法（平成十三年法律第九十三号）又はこれらに

相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の

刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終

はその刑の執行を受けたことがなくなりたつた日

から五年を経過しない法人

八 他に行つている事業が第六十五条第一項に

規定する業務に該当せず、かつ、当該事業を

行なうことが公益に反すると認められる法人又

は当該事業に係る損失の危険の管理が困難で

あるために委託者等の保護に支障を生ずると

認められる法人

九 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を

有する者であるかを問わず、登録申請者に対

し理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる

者と同等以上の支配力を有するものと認めら

れる者を含む。）のうちに、次のいずれかに該

当する者のある法人

イ 第十九条第五号からハまで又はホから

リまでのいずれかに該当する者

ロ 第七号に規定する法律の規定又はこれ

に相当する外国の法令の規定に違反し、罰

金の刑（これに相当する外国の法令による

法（平成三年法律第七十七号）の規定（同

法第三十一条第七項の規定を除く。）若しく

はこれらに相当する外国の法令の規定に違

反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五

号）若しくは暴力行為等处罚に関する法律

（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰

金の刑（これに相当する外国の法令による

刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終

わり、又はその刑の執行を受けることがな

くなつた日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する役員のうちに第九号イ又

はロのいずれかに該当する者のある者

ナ 主要株主に準ずる者が金融先物取引業の

健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれが

ない者であることについて、外国の当局（外

国金融先物規制当局その他政令で定める外

国の法令を執行する当局をいう。）による確認が

行われていない外国法人

十二 主要株主に準ずる者が金融先物取引業の

健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれが

ない者であることについて、外国の当局（外

国金融先物規制当局その他政令で定める外

国の法令を執行する当局をいう。）による確認が

行われていない外国法人

十三 金融先物取引業を適確に遂行するに足り

る人的構成を有しない法人

イ 第十九条第二号又は第四号のいずれかに

該当する者

ロ 第十号に規定する法律の規定又はこれ

に相当する外国の法令の規定に違反し、罰

金の刑（これに相当する外国の法令による

法（平成三年法律第七十七号）の規定（同

法第十号から第十二号までの「主要株主」と

は、法人の総株主又は総出資者の議決権（株式

会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一

条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に

係る議決権を除き、同条第五項の規定により議

決権を有するものとみなされる株式又は持分に

係る議決権を含む。以下この章において同じ。）

のうちの次のいずれかに該当する者のある法

人（外国法人を除く。）

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外國

の法令上これらと同様に取り扱われている

者であつて、その法定代表人が前号イ又は

ロのいずれかに該当するもの

ロ 第十九条第五号ロ、ハ若しくはホから

まで又は前号ロのいずれかに該当する者

のうちの次のいずれかに該当する者のある法

人（外国法人を除く。）

ナ 法人である主要株主のうちに次のいずれか

に該当する者のある法人（外国法人を除く。）

ハ 法人である主要株主のうちの次のいずれか

に該当する者のある法人（外国法人を除く。）

カ 法人である主要株主のうちの次のいずれか

に該当する者のある法人（外国法人を除く。）

マ 法人である主要株主のうちの次のいずれか

に該当する者のある法人（外国法人を除く。）

ナ 法人である主要株主のうちの次のいずれか

に該当する者のある法人（外国法人を除く。）

3 第一項第十号の「子法人」とは、会社がその総

株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の法人をいう。この場合において、会社及び

その一若しくは二以上の子法人又は当該会社の一若しくは二以上の子法人がその総株主又は総

出資者の議決権の過半数を保有する他の法人は、当該会社の子法人とみなす。

4 次の各号に掲げる場合における第二項の規定

の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規

定に基づき、法人の対象議決権行使するこ

とができる権限又は当該議決権の行使につい

て指図を行うことができる権限を有する場

合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で

定める特別の関係にある者が法人の対象議決

権を保有する場合 当該特別の関係にある者

が保有する当該対象議決権

5 第二項及び前項の規定の適用に関し必要な事

項は、政令で定める。

(変更の届出)

第六十条 金融先物取引業者は、第五十七条第一

項各号に掲げる事項に変更があつたときは、そ

の日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融先物取

引業者登録簿に登録しなければならない。

3 金融先物取引業者は、第五十七条第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めることにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 次の各号に掲げる場合における第二項の規定

の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

5 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規

定に基づき、法人の対象議決権行使するこ

とができる権限又は当該議決権の行使につい

て指図を行うことができる権限を有する場

合 当該対象議決権

6 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

8 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

9 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

10 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

11 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

12 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

13 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

14 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

15 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

16 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

17 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

18 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

19 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

20 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

21 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

22 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(主要株主に関する規定の準用)

第六十四条 前三条の規定は、金融先物取引業者を子法人(第五十九条第三項に規定する子法人)をいう。第八十五条第二項において同じ。)とする。

第六十五条 金融先物取引業者は、金融先物取引業のほか、次に掲げる業務を行なうことができる。

一 銀行法第十条(第二項第十三号を除く。)、

二 長期信用銀行法第六条(第三項第十号を除く。)及び第六条の二に規定する長期信用銀行の業務

八 労働金庫法第五十八条(第二項第十七号を除く。)に規定する労働金庫の業務又は同法第五十八条の二(第一項第十五号を除く。)に規定する労働金庫連合会の業務

九 農業協同組合法第十条(第六項第十二号を除く。)に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務

十 水産業協同組合法第十二条(第三項第十一号を除く。)に規定する漁業協同組合連合会の業務、同法第八十七条(第四項第十一号を除く。)に規定する漁業協同組合連合会の業務、同法第九十三条(第二項第十一号を除く。)に規定する水産加工業協同組合の業務又は同法第九十七条(第三項第十一号を除く。)に規定する水産加工業協同組合連合会の業務

十一 保険業法第九十七条、第九十八条(第一項第七号を除く。)、第九十九条及び第一百条に規定する保険会社の業務又は同法第一百九十九条において準用する同法第九十七条、第九十九

八条(第一項第七号を除く。)、第九十九条第一項、第二項及び第四項から第六項まで並び

合中央金庫の業務

六 中小企業等協同組合法第九条の八(第二項第十六号を除く。)に規定する信用協同組合の業務又は同法第九条の九に規定する協同組合連合会の業務(同条第五項第一号に掲げる事業(同法第九条の八第二項第十六号に掲げる事業に限る。)を除く。)

七 信用金庫法第五十三条(第三項第十二号を除く。)に規定する信用金庫の業務又は同法第五十四条(第四項第十二号を除く。)に規定する信用金庫連合会の業務

八 労働金庫法第五十八条(第二項第十七号を除く。)に規定する労働金庫の業務又は同法第五十八条の二(第一項第十五号を除く。)に規定する労働金庫連合会の業務

九 農業協同組合法第十条(第六項第十二号を除く。)に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務

十 水産業協同組合法第十二条(第三項第十一号を除く。)に規定する漁業協同組合連合会の業務、同法第八十七条(第四項第十一号を除く。)に規定する漁業協同組合連合会の業務、同法第九十三条(第二項第十一号を除く。)に規定する水産加工業協同組合の業務又は同法第九十七条(第三項第十一号を除く。)に規定する水産加工業協同組合連合会の業務

十一 保険業法第九十七条、第九十八条(第一項第七号を除く。)、第九十九条及び第一百条に規定する保険会社の業務又は同法第一百九十九条において準用する同法第九十七条、第九十九

八条(第一項第七号を除く。)、第九十九条第一項、第二項及び第四項から第六項まで並び

官 報 (号外)

に第百条に規定する外国保険会社等の業務  
十二 商品取引所法第二条第十七項に規定する  
商品取引受託業務  
十三 前各号に掲げるもののほか、政令で定める  
業務

2 金融先物取引業者は、前項の規定により行う  
業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務  
を行うことができる。

3 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた  
場合には、当該申請に係る業務を行うことが公  
益に反すると認められるとき、又は当該業務に  
係る損失の危険の管理が困難であるために委託  
者等の保護に支障が生ずると認められるときに  
限り、承認しないことができる。

4 金融先物取引業者は、第二項の規定により承  
認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、  
その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない  
い。

5 金融先物取引業者は、第一項及び第二項の規  
定により行う業務のほか、他の業務を行うこと  
ができるない。

6 第五十七条第一項の登録申請書に申請者が第  
一項の規定により行う業務以外の業務を行う旨  
の記載がある場合において、当該申請者が当該  
登録を受けたときには、当該業務を行うことに  
つき第二項の承認を受けたものとみなす。

(標識の掲示)

第六十六条 金融先物取引業者は、営業所又は事  
務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令  
で定める様式の標識を掲示しなければならな  
い。

2 金融先物取引業者以外の者は、前項の標識又

はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第六十七条 金融先物取引業者は、自己の名義を  
もつて、他人に金融先物取引業を行わせてはな  
らない。

(広告において表示すべき事項)

第六十八条 金融先物取引業者は、その行う金融  
先物取引の内容について広告をするときは、  
内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事  
項を表示しなければならない。

一 金融先物取引業者の商号又は名称及び登録  
番号

二 金融先物取引の受託等について顧客から手  
数料を徴収する場合にあつては、その手数料  
の料率又は額

三 顧客が行う金融先物取引(第二条第二項第  
三号に掲げる取引にあつては金融オプション  
を行使することにより成立する同号イからハ  
までに掲げる取引をいい、同条第四項第三号  
に掲げる取引にあつては同号の権利を行使す  
ることにより成立する同号イ及びロに掲げる  
取引をいう。)の額(取引の対価の額又は約定  
数値に、その取引の件数又は数量を乗じて得  
た額をいう。)が、その取引について顧客が預  
託すべき委託証拠金その他の保証金の額に比  
して大きい旨

四 顧客が行う金融先物取引について、通貨等  
の価格又は金融指標の数値の変動により損失  
が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当  
該損失の額が委託証拠金その他の保証金の額  
を上回ることとなるおそれがある旨

五 前各号に掲げるもののほか、金融先物取引  
業の内容に関する事項であつて、顧客の判断  
に影響を及ぼすこととなる重要なものとして  
政令で定めるもの

(著しく事実に相違する表示等の禁止)

第六十九条 金融先物取引業者は、その行う金融  
先物取引業に関する広告をするときは、金融先  
物取引による利益の見込みその他内閣府令で定  
める事項について、著しく事実に相違する表示  
をし、又は著しく人を誤認させるような表示を  
してはならない。

(契約締結前の書面の交付)

第七十条 金融先物取引業者は、金融先物取引の  
受託等を内容とする契約(以下「受託契約等」と  
いう。)を締結しようとするときは、内閣府令で  
定めるところにより、あらかじめ、顧客(銀行  
その他の内閣府令で定める者を除く。)に対し、  
受託契約等の概要、第六十八条各号に掲げる事  
項その他の内閣府令で定める事項を記載した書  
面を交付して説明しなければならない。ただし、  
当該受託契約等の締結前内閣府令で定める  
期間内に当該顧客に当該書面を交付して説明し  
た場合には、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による書面  
の交付について準用する。この場合において、  
同条第二項中「顧客」とあるのは、「委託者等」と  
読み替えるものとする。

(委託証拠金等の受領に係る書面の交付)

第七十二条 金融先物取引業者は、その行う金融  
先物取引業に関して委託証拠金その他の保証金  
を受領したときは、委託者等に対し、直ちに、  
内閣府令で定めるところにより、その旨を記載  
した書面を交付しなければならない。

2 第七十一条第二項の規定は、前項の規定による  
書面の交付について準用する。この場合におい  
て、同条第二項中「顧客」とあるのは、「委託者  
等」と読み替えるものとする。

(取引態様の事前明示義務)

第七十三条 金融先物取引業者は、その行う金融  
先物取引業に関して委託者等から金融先物取引  
に関する注文を受けたときは、あらかじめ、当  
該委託者等に対し自己がその相手方となつて当

(成立した取引に係る書面の交付)

第七十一条 金融先物取引業者は、受託契約等に  
係る金融先物取引が成立したときは、委託者等  
に對し、遅滞なく、成立した金融先物取引の対  
価の額又は約定数値及び件数又は数量並びにそ  
の成立の日付その他内閣府令で定める事項につ  
いての内容を明らかにする書面を交付しなけれ  
ばならない。ただし、当該金融先物取引に係  
る契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を  
委託者等に交付しなくとも公益又は委託者等の  
保護のため支障を生ずることがないと認められ  
るものとして内閣府令で定めるものは、この限  
りでない。

該取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該取引を成立させるかの別を明らかにしなければならない。

## (自己)契約の禁止)

第七十四条 金融先物取引業者は、その行う金融先物取引業に関し、同一の金融先物取引について、その本人となると同時に、その相手方の取次ぎをする者又は代理人となることができない。

## (委託者等に対する誠実義務)

第七十五条 金融先物取引業者並びにその役員及び使用人は、委託者等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

## (禁止行為)

第七十六条 金融先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三号及び第四号に掲げる行為にあつては、顧客の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融先物取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

一 顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して受託契約等の締結を勧誘すること。

二 顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、受託契約等の締結を勧誘すること。

三 取引の件数又は数量、対価の額又は約定数值その他の内閣府令で定める事項について、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする受託契約等を締結すること。

四 受託契約等の締結の勧誘の要請をしていな一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけ

て、受託契約等の締結を勧誘すること。

五 受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意

思を含む)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること。

六 受託契約等を締結しないで、金融先物取引の受託等をし、顧客を威迫することによりその追認を求める。

七 受託契約等に基づく金融先物取引の受託等をすることその他の当該受託契約等に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不

當に遅延させること。

八 受託契約等に基づく委託者等の計算に属す

る金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用するこ

とその他不正の手段により取得すること。

九 前各号に掲げるもののほか、金融先物取引の受託等に関する行為であつて、委託者等の保護に欠け、又は金融先物取引の受託等の公

正を害するものとして内閣府令で定めるものと認めるときは、金融先物取引業者に対し、政令で定めるところによ

一 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし

て不適当と認められる受託契約等の締結の勧誘を行つて顧客の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。

二 前号に掲げるもののほか、業務の状況が次の各号のいずれかに該当することのないよう

(適合性の原則等)

第七十七条 金融先物取引業者は、業務の状況が

(説明書類の縦覧等)

二 顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負

担することを約し、又は利益を保証して、受

三 取引の件数又は数量、対価の額又は約定数

値その他の内閣府令で定める事項について、顧客の同意を得ないで定めることができる

四 受託契約等の締結の勧誘の要請をしていな

い一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけ

益に反し、又は委託者等の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。

第四節 経理

(業務に関する帳簿書類)

第七十八条 金融先物取引業者は、内閣府令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(事業報告書の提出等)

第七十九条 金融先物取引業者は、事業年度」として内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(自己)資本規制比率

第八十二条 金融先物取引業者(銀行、協同組織金融機関、保険会社及び外国保険会社等を除く。以下この条において同じ。)は、資本(外国法人にあつては、資本に対応する資産のうち国内に持ち込むものの額)、準備金(外国法人については、国内の営業所又は事務所において積み立てられた準備金)その他の内閣府令で定めるものの額の合計額から固定資産(外国法人については、国内の営業所又は事務所における固定資産)その他の内閣府令で定めるものに對する比率(以下「自己)資本規制比率」といいう。)を算出し、毎月末及び内閣府令で定める場合に、内閣総理大臣に届け出なければならない。

(金融先物取引責任準備金)

第八十条 金融先物取引業者は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として政令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎事業年度終了の日以後政令で定める期間を経過した日から一年間、これをすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 金融先物取引業者は、自己)資本規制比率が二十パーセントを下回ることのないようにならなければならぬ。

ければならない。

3 金融先物取引業者は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における自己資本規制比率を記載した書面を作成し、当該末日から一月を経過した日から三月間、すべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

#### 第五節 監督

第八十三条 金融先物取引業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

(休止等の届出)

三 破産手続開始の決定により解散したとき。  
四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。  
五 分割により金融先物取引業の全部又は一部を承継させたとき。  
六 又はその金融先物取引業者であつた法人

第七条 内閣総理大臣は、公益又は委託者等の保護のため必要があると認めるときは、金融先物取引業者に対し、その業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、金融先物取引業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第八条 内閣総理大臣は、公益又は委託者等の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認めるとときは、その必要の限度において、当該金融先物取引業者に対し、業務の種類及び方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第九条 内閣総理大臣は、金融先物取引業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十六条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第十条 第五十九条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号(同号に規定する第十九条第二号については、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第七号又は第十三号のいずれかに該当することとなつたとき。

旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 金融先物取引業を廃止したとき。  
二 金融先物取引業者であつた法人

二 合併により消滅したとき。  
三 金融先物取引業であつた法人を代表する役員であつた者

い。

4 金融先物取引業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 金融先物取引業者は、第三項の規定による公告をした場合においては、当該金融先物取引業者が締結した受託契約等に基づく取引を速やかに了却し、かつ、金融先物取引業に關して委託者等から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく返還しなければならない。

(立入検査等)

第六条 内閣総理大臣は、公益又は委託者等の保護のため必要があると認めるときは、金融先物取引業者に対し、その業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、金融先物取引業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第七条 内閣総理大臣は、金融先物取引業者の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認めるとときは、その必要の限度において、当該金融先物取引業者に対し、業務の種類及び方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第八条 内閣総理大臣は、金融先物取引業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十六条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第九条 第五十九条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号(同号に規定する第十九条第二号については、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第七号又は第十三号のいずれかに該当することとなつたとき。

查(第六十一条から第六十三条までの届出若しくは措置又は当該金融先物取引業者の業務若しくは財産に關し必要な検査に限る。)をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 内閣総理大臣は、公益又は委託者等の保護のため特に必要があると認めるときは、金融先物取引業者と取引する者に対し、当該金融先物取引業者の業務又は財産に關して報告又は資料の提出を命ずることができる。

4 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による立入検査又は質問について準用する。

5 第三十九条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号(同号に規定する第十九条第二号については、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第七号又は第十三号のいずれかに該当することとなつたとき。

(廃業等の届出等)

第八十四条 金融先物取引業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その

官 報 (号 外)

- 三 この法律(第八十二条第二項を除く。)若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

四 業務又は財産の状況に照らし、支払不能に陥るおそれがあるとき。

五 金融先物取引業に関する、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

六 内閣総理大臣は、金融先物取引業者(銀行、協同組織金融機関、保険会社及び外国保険会社等を除く。)が第八十二条第二項の規定に違反している場合(自己資本規制比率が百パー센トを下回るときに限る。)において、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、三月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

七 内閣総理大臣は、前項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その日から三月を経過した日における当該金融先物取引業者の自己資本規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融先物取引業者の自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該金融先物取引業者の第五十六条の登録を取り消すことができる。

四 内閣総理大臣は、金融先物取引業者の役員(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該金融先物取引業者に理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の第五十六条の登録を取り消すことができる。

と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。)が第五十九条第一項第九号イ若しくは口に該当することとなつたとき、又は第一項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該金融先物取引業者に對して、当該役員の解任を命ずることができ  
る。

2  
第四号まで(同項第二号にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人が金融先物取引業を行わない場合の当該合併に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定により第五十六条の登録が効力を失つたとき。  
前項各号に掲げる場合において、当該金融先物取引業者であつた者は、当該金融先物取引業者が締結した受託契約等に基づく取引を結了す

規定する金融先物取引業協会(以下この条及び次節において「協会」という。)に加入していない金融先物取引業者の行う金融先物取引の受託等について、公益を害し、又は委託者等の保護に欠けることのないよう、金融先物取引所又は協会の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならぬ。

前項に規定する監督を行うため、内閣総理大臣は、金融先物取引所の会員等となつておら

- 二 第八十四条第二項(同条第一項第一号から  
一 第八十九条 内閣総理大臣は、第八十四条第二項の規定により第五十六条の登録がその効力を失つたとき、又は第八十七条第一項若しくは第三項若しくは前条の規定により第五十六条の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(残務の結了)

第九十条 第八十四条第五項の規定は、金融先物取引業者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合における当該金融先物取引業者であつた者について準用する。

一 第八十七条第一項若しくは第三項又は第八十八条の規定により第五十六条の登録を取り消されたとき。

2 金融先物取引業者は、受託契約等に係る金融先物取引につき、委託者等の計算に属する金銭及び通貨等の価額に相当する財産については、内閣府令で定めるところにより、管理しなければならない。

(資産の国内保有)

第九十二条 内閣総理大臣は、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認める場合には、金融先物取引業者に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

(金融先物取引所等の会員等でない金融先物取引業者に対する監督)

第九十三条 内閣総理大臣は、金融先物取引所の会員等となつておらず、又は第百四条第一項に

4 認を受けなければならぬ。

該承認を受けた規則を変更し、又は廃止しようとする場合は、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(外国法人に対する特例等)

第九十四条 金融先物取引業者が外国法人である場合において、当該法人に対する第七十九条第一項に規定する事業報告書の提出期限に関する特例、この法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該法人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節 外務員

(外務員の登録)

- 第九十四条** 金融先物取引業者が外国法人である場合において、当該法人に対する第七十九条第一項に規定する事業報告書の提出期限に関する特例、この法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該法人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

官 報 (号外)

<p>員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その金融先物取引業者のために次に掲げる行為を行ふ者(以下「外務員」という。)の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項につき、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿(以下「登録原簿」という。)に登録を受けなければならぬ。</p> <p>一 金融先物取引の受託等</p> <p>二 受託契約等の締結の勧誘</p> <p>三 金融先物取引業者は、前項の規定により当該金融先物取引業者が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。</p> <p>3 第一項の規定により登録を受けようとする金融先物取引業者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 登録申請者の商号又は名称及びその代表者の氏名</p> <p>二 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名及び生年月日</p> <p>ロ 役員又は使用人の別</p> <p>ハ 外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた金融先物取引業者の商号又は名称及びその行つた期間</p> <p>4 前項の登録申請書には、登録を受けようと/orする外務員に係る履歴書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>5 内閣総理大臣は、第三項の規定による登録申請があつた場合には、次条第一項に該じたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出</p>	<p>当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。</p> <p>6 第五十八条第二項の規定は、前項の登録について準用する。</p>
<p>第九十六条 内閣総理大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 第五十九条第一項第九号イ又はロに掲げる者</p> <p>二 第五十九条第一項第九号イ又はロに掲げる者</p> <p>三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつたとき。</p> <p>二 第五十九条第一項第九号イ又はロのいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>(外務員に対する監督上の処分)</p> <p>第九十九条 内閣総理大臣は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第五十九条第一項第九号イ若しくはロのいずれかに該当することとなつたとき、又は登録の当時第九十六条第一項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。</p> <p>二 金融先物取引業に関し法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。</p> <p>三 過去五年間に次条第三号の規定により登録を抹消された場合において、当該登録を受けていた間の行為(当該過去五年間の行為に限り)が前号に該当していたことが判明したとき。</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第一百条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。</p> <p>一 前条の規定により外務員の登録を取り消したとき。</p> <p>二 外務員の所属する金融先物取引業者が解散</p>	<p>第九十六条 内閣総理大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 第五十五条第三項第二号イ又はロに掲げる事項に変更があつたとき。</p> <p>二 第五十九条第一項第九号イ又はロのいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>(登録事務の委任)</p> <p>第一百一条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、協会に、第五十五条、第五十六条及び前三条に規定する登録に関する事務(以下この条、第二百三条及び第二百六条第五号において「登録事務」という。)であつて当該協会に所属する金融先物取引業者の外務員に係るものを行わせることができる。</p> <p>2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、協会に所属しない金融先物取引業者の外務員に係る登録事務(第五十九条に係るものを除く。)を一の協会を定めて行わせることができることができる。</p> <p>3 内閣総理大臣は、前二項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。</p> <p>4 協会は、第一項又は第二項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定めなければならない。</p> <p>5 第一項又は第二項の規定により登録事務を行なう協会は、第五十五条第五項の規定による登録、第九十八条の規定による届出に係る登録の変更、第五十九条の規定による処分(登録の取消しを除く。)又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p>
<p>第九十八条 金融先物取引業者は、第五十五条第一項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出</p>	<p>し、又は金融先物取引業を廃止したとき。</p> <p>三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつた事実が確認されたとき。</p>
<p>6 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録事務を行なう協会に、第五十五条、第五十六条及び前三条に規定する登録に関する事務(以下この条、第二百三条及び第二百六条第五号において「登録事務」という。)であつて当該協会に所属する金融先物取引業者の外務員に係るものを行わせることができる。</p> <p>2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、協会に、第五十五条、第五十六条及び前三条に規定する登録に関する事務(以下この条、第二百三条及び第二百六条第五号において「登録事務」という。)であつて当該協会に所属する金融先物取引業者の外務員に係るものを行わせなければならない。</p> <p>3 内閣総理大臣は、前二項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。</p> <p>4 協会は、第一項又は第二項の規定により登録事務を行なうこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定めなければならない。</p> <p>5 第一項又は第二項の規定により登録事務を行なう協会は、第五十五条第五項の規定による登録、第九十八条の規定による届出に係る登録の変更、第五十九条の規定による処分(登録の取消しを除く。)又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p>	<p>三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつた事実が確認されたとき。</p> <p>(登録事務の委任)</p>

## 官 報 (号 外)

務を行う協会に所属する金融先物取引業者の外務員が第九十九条各号のいずれかに該当するにとかかわらず、当該協会が同条に規定する措置をしない場合において、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、同条に規定する措置をすることを命ずることができる。

## (登録手数料)

第一百二条 外務員の登録を受けようとする金融先物取引業者は、政令で定めるところにより、登録手数料を国(前条第一項又は第二項の規定により協会に登録する場合にあつては、協会)に納めなければならない。

2 前項の手数料で協会に納められたものは、当該協会の収入とする。

## (登録事務についての審査請求)

第一百三条 第百一条第一項若しくは第二項の規定により登録事務を行う協会の第九十五条第三項の規定による登録の申請に係る不作為若しくは第九十六条第一項の規定による登録の拒否又は第一百一条第一項の規定により登録事務を行なう協会の第九十九条の規定による処分について不服がある金融先物取引業者は、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百六十号)による審査請求をすることができる。

## 第七節 金融先物取引業協会

## (金融先物取引業協会)

第一百四条 金融先物取引業者は、委託者等の保護を図ることとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業協会を会員とし、その名称中に金融先物取引業協会という文字を用いる民法第三十四条の規定によ

る法人を設立することができる。

## (苦情の解決)

2 前項に規定する法人(以下この節において「協会」という。)は、会員(以下この節において「協会員」という。)の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

3 第百五条 協会でない者は、その名称中に金融先物取引業協会であると誤認されるおそれのある

## (名称の使用制限)

2 協会でない者は、その名称中に金融先物取引業協会であると誤認されるおそれのある

## (協会の業務)

2 第百六条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 1 金融先物取引業を行うに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務
- 2 協会員の行う金融先物取引業に関する契約の内容の適正化その他委託者等の保護を図るため必要な指導、勧告その他の業務
- 3 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

## (協会によるあつせん)

2 第百八条 協会員の行う金融先物取引の受託等について争いがある場合は、当事者は、その争いの解決を図るために、協会に申し立て、あつせんを求めることができる。

## (協会によるあつせん)

3 第百九条 協会は、当該協会の役員又は協会員に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。協会の規則(定款を除く。)の作成、変更又は廃止があつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 第百十条 協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは当該協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

## (秘密保持義務)

5 第百十一条 協会の役員、職員若しくは第百八条第二項に規定するあつせん委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

認めるときは、あつせんを行わないものとする。

3 あつせん委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、適當と認めたときは、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、その受諾を勧めることができる。

4 協会員は、前項の規定による求めがあつたときには、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

5 協会は、あつせんに関し要した費用の全部又は一部を、当事者から徴収することができる。

6 協会は、あつせんに対する制裁

7 第百九条 協会は、当該協会の役員又は協会員に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。協会の規則(定款を除く。)の作成、変更又は廃止があつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

8 第百十条 協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは当該協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

9 第百十一条 協会の役員、職員若しくは第百八条第二項に規定するあつせん委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

官 報 (号外)

(内閣総理大臣に対する協力)

第百十二条 内閣総理大臣は、この章の規定の円滑な実施を図るため、内閣府令で定めるところにより、これらの規定に基づく資料の提出、届出その他の必要な事項について、協会に協力させることができる。

(立入検査等)

第百十三条 内閣総理大臣は、前節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(監督命令)

第百四条 内閣総理大臣は、前節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、協会に対しその業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に店頭金融先物取引業(改正後の「新金融先物取引法」以下「新金融先物取引法」という。)第二条第十一項第二号に掲げる行為を業として行うことを行っている者(次条第一項において同じ。)を行つていている者(次条第一項

の規定によりこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)において新金融先物取引法第五十一条の登録を受けたものとみなされた者を除く。以下この条において「店頭金融先物取引業者」という。)は、施行日から六月間(当該期間内に新金融先物取引法第五十六条の登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新金融先物取引法第八十七条第一項の規定により金融先物取引法第五十六条の規定にかかわらず、引き続き店頭金融先物取引業を行うことができる。店頭金融先物取引業者(同条の登録の拒否の処分を受けず、かつ、次項の規定により読み替えて適用する新金融先物取引法第八十七条第一項の規定により金融先物取引業の廃止を命じられた場合は、新金融先物取引法第五十九条第一項第六号及び第九号から第十一号までの規定の適用については、当該廃止を命じられた法人である店頭金融先物取引業者を新金融先物取引法第八十七条第一項の規定により新金融先物取引法第五十六条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を新金融先物取引法第八十七条第一項の規定による新金融先物取引法第五十六条の登録の取消しの日とみなす。

2 前項の規定により引き続き店頭金融先物取引業を行う場合においては、その者を新金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業者とみなして、新金融先物取引法第六十五条、第六十八条から第八十条まで、第八十五条第一項、第三項及び第四項、第八十六条、第八十七条第一項(第二号を除く。)及び第四項、第十九条、第六十九条から第七十条まで、第七十一条並びに第九十四条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、新金融先物取引法第六十八条第一項第九号から第十一号までの間は、その者を新金融先物取引法第十九条第五号本に該当する者とみなす。

3 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項及び新金融先物取引法第五十八条第一項第二号に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

4 みなし登録金融先物取引業者が前項の規定により登録を受ける日までの間における新金融先物取引法第六十八条の規定の適用については、同条第一号中「名称及び登録番号」とあるのは、「名称」とする。

4 みなし登録金融先物取引業者については、新金融先物取引法第六十条の規定は、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該みなし登録金融先物取引業者が同条第二項の規定により

「名称及び登録番号」とあるのは「名称」と、新金融先物取引法第八十五条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「第一項」と、新金融先物取引法第八十七条第一項中「第五十六条の登録を取り消し」とあるのは「金融先物取引業の廃止を命じ」と、同項第一号中「第五十九条第一項第一号から第三号まで、第五号」とあるのは「第五十一条第一項第五号」とする。

56条の許可を受けている者(旧金融先物取引法第六十一条第三項の規定によりなお旧金融先物取引法第五十六条の許可がその効力を有するものとされる場合における当該許可の有効期間の更新の申請をした者を含む。)は、施行日に

お

いて新金融先物取引法第五十六条の登録を受けたものとみなして、新金融先物取引法の規定を適用する。この場合において、新金融先物取引法第五十八条第二項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により新金融先物取引法第五十六条の登録を受けたものとみなされる者(以下「みなし登録金融先物取引業者」という。)は、施行日から起算して二月以内に新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項を記載した書類並びに同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項及び新金融先物取引法第五十八条第一項第二号に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

4 みなし登録金融先物取引業者が前項の規定により登録を受ける日までの間における新金融先物取引法第六十八条の規定の適用については、同条第一号中「名称及び登録番号」とあるのは、「名称」とする。

4 みなし登録金融先物取引業者については、新金融先物取引法第六十条の規定は、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該みなし登録金融先物取引業者が同条第二項の規定により

同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

第五条 この法律の施行の際現にみなし登録金融先物取引業者の主要株主(新金融先物取引法第五十九条第二項に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。)又はみなし登録金融先物取引業者を子法人(新金融先物取引法第五十九条第三項に規定する子法人をいう。)とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。)の主要株主(以下この条において「みなし登録金融先物取引業者等の主要株主」という。)に該当する者は、施行日において当該みなし登録金融先物取引業者等の主要株主となつたものとみなす。

第六条 みなし登録金融先物取引業者については、新金融先物取引法第八十一条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の金融先物取引責任準備金の積立てについて、なお従前の例による。

2 みなし登録金融先物取引業者に係るこの法律の施行の際現に存する旧金融先物取引法第八十二条第一項の金融先物取引責任準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条第一項の金融先物取引責任準備金は、新金融先物取引法第八十一条第一項の金融先物取引責任準備金として積み立てられたものとみなす。

## 官 報 (号 外)

3 施行日前にされた旧金融先物取引法第八十二条第二項ただし書の承認は、新金融先物取引法第八十一条第二項ただし書の承認とみなす。

第七条 みなし登録金融先物取引業者については、新金融先物取引法第八十二条の規定は、附則第三条第一項本文の規定にかかわらず、平成十八年一月一日以後の自己資本規制比率(新金融先物取引法第八十二条第一項に規定する自己資本規制比率をいう。)について適用する。

第八条 新金融先物取引法第八十七条第四項の規定は、この法律の施行の際現に新金融先物取引法第五十九条第一項第九号イ又はロのいずれかに該当しているみなし登録金融先物取引業者の役員である者(旧金融先物取引法第十九条第五号イから今までのいずれかに該当している者を除く。)が引き続き新金融先物取引法第五十九条第一項第九号イ又はロのいずれかに該当している場合は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にみなし登録金融先物取引業者の役員である者が施行日前にした旧金融先物取引法第七十九条第一項及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条第一項の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧金融先物取引法第七十六条の事業報告書については、なお従前の例による。

第十二条 新金融先物取引法第七十九条第一項及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条第一項の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧金融先物取引法第七十六条の事業報告書については、なお従前の例による。

第十三条 新金融先物取引法第八十四条第三項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後の新金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業の廃止、合併(合併後存続する法人又は合併により設立される法人が同一規定期に規定する金融先物取引業を行わない場合の当該合併に限る。)又は合併及び破産手続開始の行為による解散(以下この条において「金融先物取引業の廃止等」という。)について、当該合併に限る。)又は合併及び破産手続開始の行為による解散(以下この条において「金融先物取引業の廃止等」という。)について、同項の規定を適用する。

第十四条 旧金融先物取引法第七十九条第一項又は第五号に該当する行為は、新金融先物取引法第八十七条第三号又は第五号に該当する行為とみなして、同条第四項の規定を適用する。

第十五条 施行日前にされた旧金融先物取引法第七十九条第一項第三号又は第五号に該当する行為は、新金融先物取引法第八十七条第一項第三号又は第五号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

第十六条 施行日前にされた旧金融先物取引法第八十三条の規定による処分は、新金融先物取引法第九十二条第四項の規定による処分とみなす。

第十七条 旧金融先物取引法第五十六条の許可を受けた旧金融先物取引法第二条第十三項に規定する金融先物取引業者が施行日前において当該許可を取り消され、又は同条第十二項に規定する金融先物取引業を廃止した場合であつて、当該金融先物取引業があつた者が施行日までにその受託契約(旧金融先物取引法第六十九条第一項に規定する受託契約をいう。)に基づく取引を結了していないときは、旧金融先物取引法第八十条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

第十八条 この法律の施行前に旧金融先物取引法の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新金融先物取引法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新金融先物取引法の相当の規定に

二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせることができる。その者につきその期間内に同項の登録を申請した場合において、その申請について登録をする旨の通知を受ける日又はその申請についてその期間の経過後登録をしていない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

第十九条 施行日前にされた旧金融先物取引法第七十九条第一項の規定による処分は、新金融先物取引法第八十七条第一項の規定による処分とみなす。

第二十条 施行日前にされた旧金融先物取引法第七十九条第一項又は第五号に該当する行為は、新金融先物取引法第八十七条第一項又は第五号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

第二十一条 みなし登録金融先物取引業者は、施行日から六月間は、新金融先物取引法第九十五条第一項又は第五号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。





官 報 (号外)

五条第一項又は第二百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、「を加える。

(金融庁設置法の一部改正)

第四十三条 金融庁設置法(平成十年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号ソ及びツ中「當む」を「行う」に改める。

理 由

金融先物取引をめぐる環境の変化に対応し、金融先物取引の委託者等の保護を図る必要性にかんがみ、一般顧客を相手方とする店頭金融先物取引又は一般顧客のために行う店頭金融先物取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を金融先物取引業に追加するとともに、金融先物取引業の許可制から登録制への変更、金融先物取引業者の株主に関する制度の整備、金融先物取引業者に対する自己資本規制の導入その他の規制の適正化等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金融先物取引法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、金融先物取引をめぐる環境の変化に対応し、一般顧客を相手方とする店頭金融先物取引等を金融先物取引業に追加するとともに、金融先物取引の委託者等の保護を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 金融先物取引に関する専門的知識及び経験

のない一般顧客を保護するため、これら一般顧客を相手方として行う店頭金融先物取引又はその媒介等を「金融先物取引業」の定義に含め、このような取引を取り扱う業者を「金融先物取引業者」として、金融先物取引法の規制の対象とすることとする。

2 金融先物取引業を登録制とし、所要の登録拒否要件を整備するほか、金融先物取引業者が、勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問又は電話による勧誘をすること等を禁止することとする。

3 金融先物取引業者がリスクに見合った自己資本を有していることを確保するため、自己資本規制比率の算出・公表を義務付けるとともに、当該比率が一定の率を下回らないようになることとする。

4 この法律は、平成十七年七月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、金融先物取引をめぐる環境の変化に対応し、一般顧客を相手方とする店頭金融先物取引等を金融先物取引業に追加するとともに、所要の行為・財務規制を導入するなど、金融先物取引の委託者等の保護を図ろうとするもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十六年十一月十七日

財務金融委員長 金田 英行

衆議院議長 河野 洋平殿

[別紙]

金融先物取引法の一部を改正する法律案に

に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 外国為替証拠金取引の規制にあたっては、同取引の特徴やこれまでの被害の実態にかんがみ、適合性原則の遵守や不招請勧誘の禁止等の行為規制の実効性の確保に努めるとともに、金融サービス法等の機能別・横断的な考え方方に立つた投資家保護法制の整備について引き続き検討すること。

一 投資家保護法制の整備に向けた検討に併せて、金融・資本市場における健全な取引を確保する観点から、米国の証券取引委員会(SEC)を含む諸外国の事例等も参考に、引き続き市場監視機能等の強化について検討すること。

一 外国為替証拠金取引の規制にあたっては、業界の健全な育成に十分配意するとともに、悪質な業者に対しては厳格な措置を講ずることにより、被害の発生・拡大の防止に全力を挙げること。

一 金融先物取引業を許可制から登録制に変更するにあたっては、金融先物取引をめぐる新たな被害が発生することのないよう、厳格に対応すること。

一 実効性のある規制及び検査・監督を行ったために、厳正な対応を可能とする体制整備を図るとともに、自主規制機関との役割分担等についての方針等を明確化すること。

官 報 (号外)

平成十六年十一月十八日

衆議院公議録第十二号

第明治二  
種郵便  
物認可日  
三十五年三月三十日

発行所	二東京一 獨立番都〇 行政四另港五 法人區八ノ四 國人虎ノ四門 印二五 副丁目 局
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 一一〇円( )